

監 査 報 告 書

2011(平成 23)年 5 月 20 日

学校法人 梅光学院  
理 事 会 御 中  
評 議 員 会 御 中

監 事 久見幹男 

監 事 岩田至司 

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監査報告を行うため、学校法人梅光学院の寄附行為第 13 条の規定に従い、学校法人梅光学院の 2010(平成 22)年 4 月 1 日から 2011(平成 23)年 3 月 31 日までの、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以上